

建築基準法第22条第1項の規定による区域指定（平成18年岩手県告示第518号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
所管の広域振興局又は地方振興局	指定区域		指定図の縦覧場所	所管の広域振興局	指定区域		指定図の縦覧場所
盛岡地方振興局	八幡平市	[略]	盛岡地方振興局土木部及び八幡平市役所	盛岡広域振興局	八幡平市	[略]	盛岡広域振興局土木部及び八幡平市役所
	岩手郡雫石町	[略]	盛岡地方振興局土木部及び雫石町役場		滝沢市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡広域振興局土木部及び滝沢市役所
	岩手郡葛巻町	[略]	盛岡地方振興局土木部及び葛巻町役場		岩手郡雫石町	[略]	盛岡広域振興局土木部及び雫石町役場
	岩手郡岩手町	[略]	盛岡地方振興局土木部及び岩手町役場		岩手郡葛巻町	[略]	盛岡広域振興局土木部及び葛巻町役場
	岩手郡滝沢村	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び滝沢村役場		岩手郡岩手町	[略]	盛岡広域振興局土木部及び岩手町役場
	紫波郡紫波町	[略]	盛岡地方振興局土木部及び紫波町役場		紫波郡紫波町	[略]	盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場

	紫波郡矢巾町	[略]	<u>盛岡地方振興局土木部及び矢巾町役場</u>
県南広域振興局			
	花巻市	[略]	<u>県南広域振興局花巻総合支局土木部及び花巻市役所</u>
	北上市	[略]	<u>県南広域振興局北上総合支局土木部及び北上市役所</u>
	<u>奥州市</u>	<u>法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び水沢区の一部（指定図のとおり。）</u>	<u>県南広域振興局土木部及び奥州市役所</u>
	<u>胆沢郡金ヶ崎町</u>	<u>法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域及び西根の一部（指定図のとおり。）</u>	<u>県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場</u>

	紫波郡矢巾町	[略]	<u>盛岡広域振興局土木部及び矢巾町役場</u>
県南広域振興局	<u>奥州市</u>	<u>法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び水沢区の一部（指定図のとおり。）</u>	<u>県南広域振興局土木部及び奥州市役所</u>
	<u>胆沢郡金ヶ崎町</u>	<u>法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域及び西根の一部（指定図のとおり。）</u>	<u>県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場</u>
	花巻市	[略]	<u>県南広域振興局土木部花巻土木センター及び花巻市役所</u>
	北上市	[略]	<u>県南広域振興局土木部北上土木センター及び北上市役所</u>

		定図のとおり。)	
	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び花泉町の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局一関総合支局土木部及び一関市役所
	西磐井郡平泉町	[略]	県南広域振興局一関総合支局土木部及び平泉町役場
	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域及び大東町の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター及び一関市役所
	遠野市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター及び遠野市役所
大船渡地方振興局			

	遠野市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	県南広域振興局土木部遠野土木センター及び遠野市役所
	一関市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域並びに花泉町の一部及び大東町の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局土木部一関土木センター及び一関市役所
	西磐井郡平泉町	[略]	県南広域振興局土木部一関土木センター及び平泉町役場
沿岸広域振興局	釜石市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び両石町の	沿岸広域振興局土木部及び釜石市役所

					一部（指定図のとおり。）	
				上閉伊郡大 樋町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに大字大樋の一部、大字小樋の一部、大字吉里吉里の一部及び吉里吉里の一部（指定図のとおり。）	沿岸広域振興局土木部及び大樋町役場
				宮古市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び田老の一部（指定図のとおり。）	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び宮古市役所
				下閉伊郡山 田町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場
				下閉伊郡岩 泉町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び岩泉町役場
大船渡市	[略]	大船渡地方振興局土木部及び大船渡市役所		大船渡市	[略]	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所
陸前高田市	[略]	大船渡地方振興局土木部及び陸前高田市役所		陸前高田市	[略]	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所

	気仙郡住田町	[略]	大船渡地方振興局土木部及び住田町役場
釜石地方振興局	釜石市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び両石町の一部（指定図のとおり。）	釜石地方振興局土木部及び釜石市役所
	上閉伊郡大槌町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに大字大槌の一部、大字小槌の一部、大字吉里吉里の一部及び吉里吉里の一部（指定図のとおり。）	釜石地方振興局土木部及び大槌町役場
宮古地方振興局	宮古市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び田老の一部（指定図のとおり。）	宮古地方振興局土木部及び宮古市役所
	下閉伊郡山田町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	宮古地方振興局土木部及び山田町役場
	下閉伊郡岩泉町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域	宮古地方振興局岩泉土木事務所及び岩泉

気仙郡住田町	[略]	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び住田町役場
--------	-----	----------------------------

		(指定図のとおり。) )	町役場
久慈地方振興局	久慈市	[略]	久慈地方振興局土木部及び久慈市役所
	九戸郡野田村	[略]	久慈地方振興局土木部及び野田村役場
二戸地方振興局	二戸市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに金田一の一部及び浄法寺町の一部 (指定図のとおり。) )	二戸地方振興局土木部及び二戸市役所
	九戸郡軽米町	軽米の一部及び上籠の一部(指定図のとおり。)	二戸地方振興局土木部及び軽米町役場

県北広域振興局	久慈市	[略]	県北広域振興局土木部及び久慈市役所
	九戸郡野田村	[略]	県北広域振興局土木部及び野田村役場
	二戸市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに金田一の一部及び浄法寺町の一部 (指定図のとおり。) )	県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所
	九戸郡軽米町	軽米の一部及び上籠の一部(指定図のとおり。)	県北広域振興局土木部二戸土木センター及び軽米町役場
	九戸郡九戸村	大字伊保内の一部(指定図のとおり。)	県北広域振興局土木部二戸土木センター及び九戸村役場
	二戸郡一戸町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域 (指定図のとおり。) )	県北広域振興局土木部二戸土木センター及び一戸町役場

九戸郡九戸村	大字伊保内の一部（ <u>指定図のとおり。</u> ）	<u>二戸地方振興局土木部及び九戸村役場</u>				
二戸郡一戸町	法第8条第1項の <u>規定による用途地域が定められている区域</u> （ <u>指定図のとおり。</u> ）	<u>二戸地方振興局土木部及び一戸町役場</u>	[略]			
[略]			[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						